

収入補償制度には『親介護一時金補償』のセットが可能です！

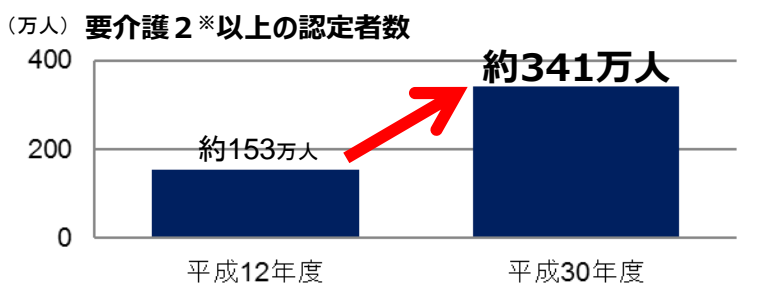
GLTD <団体長期障害所得補償保険>

もし突然、親が倒れて寝たきりになったら…親の介護について考えたことはありますか？
親の介護は、事前準備が困難です。あいおいニッセイ同和損保では、GLTDのオプション特約として、親の介護に備えることができる「親介護一時金支払特約」をご用意しました。この機会に親の介護への備えについて考えてみませんか？

ご存知
ですか？

親の介護は誰にでも起こりうる問題です

18年間で2.2倍に！

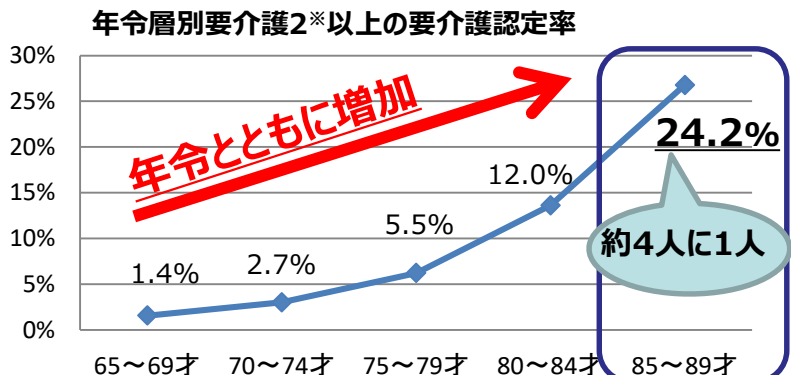


<出典：厚生労働省「平成30年度 介護保険事業状況報告(全国計)」より>

- ・認定者数は増加の一途で平成30年度には約341万人に！
- ・今後も増えていくことが予想されます！！



80才代後半の約4人に1人！



約4人に1人

- ・要介護認定率は60才代後半から増加し、80才代後半では約4人に1人が要介護2*以上の認定
- ・親の介護問題は他人事ではありません！



※ 要介護2の身体状態のめやす
・食事や排せつに何らかの介助を必要とすることがある。
・立ち上がりや片足での立位保持、歩行など何らかの支えが必要。
・衣服の着脱は何とかできる。
・物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。
<出典：生命保険文化センターホームページ「要介護度別の身体状態のめやす」より>

親の介護問題は他人事ではありません。

「親介護一時金支払特約」へのご加入で、介護の初期費用や介護時に役立つサービスなどの介護への備えを用意できます。ご加入をぜひご検討ください。(詳細は裏面をご覧ください)

<参考> 親が65才未満の場合、介護費用が全額自己負担になることがあります！



- ・40才以上65才未満の人が「公的介護保険制度※」の介護サービスを受けることができるのは、以下の場合となります。
末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(特定疾病)により要介護認定された場合
- ・交通事故等のケガが原因で要介護認定されても、介護サービスにかかる費用は全額自己負担になります。
※「公的介護保険制度」では、要介護認定された場合に、介護サービス(自己負担額1割または2割)を受けることができます。
(注) 公的介護保険の高額介護サービス費制度が適用されるケースについては、自己負担の上限額が適用されることがあります。

こんな
補償！

GLTD「親介護一時金支払特約」の補償

「親介護一時金支払特約」は、親が要介護状態となった際に一時金をお支払いする特約です。

初期段階でかかる自己負担額

介護の初期段階にまとまった資金が必要となります。



介護初期段階にかかる
自己負担額は
平均69万円

【初期段階で必要となる費用例】

- ・住宅改修費※
- ・福祉用具の購入費※
- ・介護者の交通費、宿泊費（遠方の場合） など

※公的介護保険制度により自己負担額は1割または2割

※上記以外に個別の事情によりその他の費用が必要となります。

<出典：生命保険文化センター 平成30年度「生命保険に関する全国実態調査」より>

(注) 公的介護保険の高額介護サービス費制度が適用されるケースについては、自己負担の上限額が適用されることがあります。

親介護一時金支払特約の概要

被保険者ご本人の親またはその配偶者の親のうち、加入時に指定した方が要介護状態※となり、その要介護状態が要介護状態開始日からその日を含めて30日（フランチイズ期間）を超えて継続した場合に、保険金をお支払いします。

※公的介護保険制度の「要介護2」以上の認定を受けた状態（公的介護保険制度の給付対象外となる場合は特約に定める基準による状態）をいいます（要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約）用）セット）。

親介護一時金により住宅改修費・福祉用具の購入費等、介護の初期段階でかかる費用に備えることができます。

(注) お支払いできる保険金等の詳細は、「収入補償制度・親の介護による休業補償制度のご案内」パンフレットをご覧ください。

悩んだ
ときに！

「健康・医療・介護のご相談」

GLTDに加入された被保険者（補償の対象となる方）は、介護のご相談ができるサービスをご利用いただけます。

健康・医療・介護のご相談（注）

健康や医療に関するご相談、介護に関するお悩みに看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。

(注) 「健康・医療・介護のご相談」は、GLTDのサービスである「就労支援トータルサービス」の一部です。「就労支援トータルサービス」の詳細は、パンフレットをご覧ください。

突然の介護で不安を抱え込んでしまう方も多いです。事前に情報収集したり、悩みを相談できる先を確保できると安心です。



■このチラシは団体長期障害所得補償保険の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「収入補償制度・親の介護による休業補償制度のご案内」パンフレットおよび「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
長野支店 企業営業課 電話：026-226-2624
〒380-8570 長野市中御所岡田53-7
日本生命保険相互会社（非幹事分担割合5%）

取扱代理店

長野県庁生活協同組合
〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2
電話：026-233-4071 FAX：026-234-1028

2021年10月承認(B21-102320)